

令和 5 年 度

健全化判断比率審査意見書
及び資金不足比率審査意見書

田 辺 市 監 査 委 員

田 監 委 第 62 号
令和 6 年 9 月 2 日

田辺市長 真砂 充敏 様

田辺市監査委員 山本 紳次

田辺市監査委員 佐井 昭子

令和 5 年度決算に係る健全化判断比率審査意見書及び資金不足
比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項
の規定により、令和 5 年度決算に係る健全化判断比率、資金不足比率及び関係
書類を審査したので、その意見を次のとおり提出します。

健全化判断比率審査意見

第1 審査の基準

審査の基準は、田辺市監査基準（令和2年田辺市監査委員告示第1号）に準拠している。

第2 審査の対象

令和5年度決算に基づき算定した健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第3 審査の期間

令和6年8月8日から令和6年8月23日まで

第4 審査の方法

市長から提出された令和5年度決算に基づき算定した健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係証拠書類と照合点検し、内容を検討するとともに算定過程等に誤りがないかなどについて審査を実施した。

第5 審査の結果

1 総合意見

審査に付された令和5年度決算に基づき算定した健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

単位：％

健全化判断比率	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和5年度	—	—	8.2	—
令和4年度	—	—	8.2	—
令和3年度	—	—	8.6	—
早期健全化基準	12.17	17.17	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

（注）実質赤字比率及び連結実質赤字比率の「—」は、赤字が生じていないことを示す。

2 個別意見

（1）実質赤字比率について

実質赤字になっておらず、良好と認められる。

なお、早期健全化基準は12.17%、財政再生基準は20.00%となっている。

(2) 連結実質赤字比率について

連結実質赤字になっておらず、良好と認められる。

なお、早期健全化基準は 17.17%、財政再生基準は 30.00%となっている。

(3) 実質公債費比率について

実質公債費比率は 8.2%（前年度 8.2%）、前年度と同率で、地方債の発行に必要な県知事の許可基準 18%を下回っている。

なお、早期健全化基準は 25.0%、財政再生基準は 35.0%となっている。

(4) 将来負担比率について

将来負担比率は算定されず（前年度算定されず）、良好と認められる。

早期健全化基準の 350.0%を下回っている。

3 是正改善を要する事項

特になし。

資金不足比率審査意見

第1 審査の基準

審査の基準は、田辺市監査基準（令和2年田辺市監査委員告示第1号）に準拠している。

第2 審査の対象

令和5年度決算に基づき算定した資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第3 審査の期間

令和6年8月8日から令和6年8月23日まで

第4 審査の方法

市長から提出された令和5年度決算に基づき算定した資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係証拠書類と照合点検し、内容を検討するとともに算定過程等に誤りがないかなどについて審査を実施した。

第5 審査の結果

1 総合意見

審査に付された令和5年度決算に基づき算定した資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

単位：千円

項目 会計の名称	5年度資金 不足比率(%)	4年度資金 不足比率(%)	経営健全化 基準(%)	備 考 (事業規模)
水道事業会計	—	—	20.00	1,388,091
特定環境保全 公共下水道事業会計	—	—		11,571
農業集落排水事業特別会計	—	—		93,100
林業集落排水事業特別会計	—	—		1,416
漁業集落排水事業特別会計	—	—		14,296
戸別排水処理事業特別会計	—	—		3,257
分譲宅地造成事業特別会計	—	—		151,219

(注) 資金不足比率の「—」は、資金不足が生じていないことを示す。

2 個別意見

水道事業会計、特定環境保全公共下水道事業会計、農業集落排水事業特別会計、林業集落排水事業特別会計、漁業集落排水事業特別会計、戸別排水処理事業特別会計及び分譲宅地造成事業特別会計の全てについて、資金不足になっておらず良好と認められる。

3 是正改善を要する事項

特になし。